

# 2016年11月定例会一問一答質問（2016年12月2日）

「国保の都道府県化について、全国学力テストについて、地震・原発問題について」

## 1. 国保の都道府県化について

○**尾村利成議員** 日本共産党の尾村利成でございます。初めに、国保の都道府県化について伺います。健康福祉部長、国保の都道府県化とは何ですか。

○**健康福祉部長（藤間博之）** 国保の都道府県化でございますが、これはこれまでの市町村単位での国保運営の枠組みに県が加わりまして、国保という財布を県で1つにして、県はその財布の管理、すなわち財政運営を担うとともに、市町村は引き続きこれまでどおりの保険料の賦課徴収の実務を行うということでありまして、県と市町村がともに保険者として国保を共同運営をしていくということでございます。

○**尾村利成議員** 国保には構造的な問題があると指摘されております。市町村国保が抱える国保の構造的な課題、問題とは何なのか、あわせて構造的な課題を招いた原因はどこにあると認識しているのか、お答えください。

○**健康福祉部長（藤間博之）** 国保は、サラリーマン対象の組合健保や協会けんぽなど被用者保険の対象とはならない方を加入者としておりまして、自営業や農林水産業の方、また退職によって被用者保険から移ってきた年金生活の高齢者の方、またアルバイトやパートなどの非正規雇用者の方などとなっております。こうしたことから、国保の構造的な課題といたしましては、1つには年齢構成が高いために1人当たりの医療費水準が高くなるということ、それからまた加入者の所得水準が相対的に低いため、被用者保険に比べまして所得に対する保険料負担率が重いということ、それからまた国保の保険料の収納率、島根は長年全国1位ではございますが、一般的に国保の保険料の収納率が低くて、十分な保険料収入が確保できないといった問題があると認識しております。

また、こうした中、本来なら公費の負担による安定した財政基盤が必要であります。国の財政支援が十分ではなかったというような認識を持っているところでございます。

○**尾村利成議員** 御答弁のとおりであります。国保の危機を招いた元凶は国の予算削減にあります。1984年度から2014年度の間、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%から24%へと半減しました。それと表裏一体に1人当たりの国保料は3.9万円から9.3万円に上がったわけでありまして。高過ぎる保険料や苛酷な取り立てに住民が苦しめられています。貧困に陥った人が保険証を取り上げられる、こういう状況は社会保障の理念や憲法の生存権規定に照らせば、私は異常事態だと思いますが、認識はいかがですか。

○**健康福祉部長（藤間博之）** 島根県におきましては、ことし6月1日現在ですが、保険料未納世帯が約1割弱ありまして、また資格証の交付を受けている世帯、これも470世帯で加入世帯の0.5%という厳しい状況であるということを私も承知をしております。

島根県における国保の保険料を見ましても、この4年で約10%上昇しておりまして、今後も医療費が増嵩する中で保険料が上がっていくということも考えられることから、保険料の納付が困難な方は今後もふえていくのではないかと考えております。

先ほど、国保制度に内在する構造的な課題ということを申し上げました。今後の景気動向や社会情勢の変化にもよりますが、今の傾向で保険料の収納状況が悪化すれば、国保財政が危うくなる、何らかの制度的な手当てが必要となるという認識を持っているところでございます。

○**尾村利成議員** 加入世帯の1割が滞納だと、県内では約500世帯が命綱である保険証が渡されていないという現状がある、国民健康保険の空洞化が進んでいると言わざるを得ません。経済的負担の重さのために医

療機関が受診できない、このことによって命が失われる痛ましいケースが県内でも後を絶ちません。保険料を滞納し無保険状態に追い込まれたり、治療を中断せざるを得なくなったりし、お金のあるなしで命と健康が左右される事態を私はこれ以上放置してはならないと思います。

国保の都道府県化が始まりますけれども、この問題を都道府県化で解決できるのかということでありませぬ。都道府県化に当たって、県は市町村に対し納付金の割り当てや標準保険料率の算定を行うこととなっております。県は市町村ごとに医療給付費の水準、標準的な収納率、標準保険料率などの指標を提示することとなります。このことによって市町村に対しては給付の抑制、収納率向上、一般会計からの繰り入れ解消への圧力となる、こういう危険があると思います。さらなる住民への負担増、徴収強化、給付費削減が進むことにつながると私は考えますけれども、いかがでしょうか。

**○健康福祉部長（藤間博之）** 新たな制度は、国保の財布を県で1つにし、医療給付に必要な費用は全額県が責任を持って市町村に交付するという仕組みとなっております。こうした給付を支える負担といたしまして、市町村からの納付金や標準保険料率の算定などの仕組みがございまして、議員御指摘のような市町村に圧力をかけるというものではないというふうに認識をしております。

こうした納付金や標準保険料率が市町村ごとに明らかになることで、医療の実情について住民への情報開示が進み、またこれをもとに各市町村が医療費の現状分析をしたり、また健康予防活動などに取り組むと、そういうきっかけになっていくということを期待をしております。

**○尾村利成議員** 楽観的な答弁ですね。県が標準保険料率を示す、そして納付金100%、この納付を義務づけたならば、必ず市町村に保険料を上げる、滞納者への差し押さえ、こういう制裁の強化への圧力となるじゃないですか。昨年でも県内で565世帯に1億円を超す差し押さえがやられている、納付金100%を義務づけるわけだから、圧力になるじゃないですか。楽観的過ぎますよ。答弁してください。

**○健康福祉部長（藤間博之）** 今回の都道府県化に当たりましては、当面今の現行の市町村の国保の状況というのをそのまま一体化をして都道府県化をするということでございます。各市町村、国保いろんな状況がございまして、そういった問題については今後年数をかけて統一的なやり方をやっていくということになるかと思っております。

**○尾村利成議員** 違います。保険料率は毎年上がっているんですよ、各市町村見たら。そうでしょう。標準保険料率を調べる、提示する、標準保険料率の算定の基礎は何なのか、一般会計からの繰り入れをやらないもとの算定なのでしょう。間違いなく保険料は上がるじゃないですか。どうですか。

**○健康福祉部長（藤間博之）** 市町村によって一般会計への繰り入れをしていない、また国保会計の中で基金を持つ、さまざま市町村によって税と保険料の仕組み、それぞれのやり方によって異なっております。現実にはそれぞれの各市町村の医療費の水準、実態というのも異なっておりますので、現実にはそれぞれのかかる医療費についてどういう形で今の実情に応じた負担金を出すかということであると思っております。

**○尾村利成議員** 標準保険料率の計算根拠に一般会計からの繰り入れは入らない、そうなれば必ず上がる、そうでしょう。

**○健康福祉部長（藤間博之）** 標準保険料率には各市町村の医療費の実態に応じて必要なものを示すというのが標準保険料率ですので、そのところに保険料が市町村によっては一般会計からの繰り出し、それは市町村によって負担の仕方はいろいろかと思えます。

**○尾村利成議員** 違いますよ。標準保険料率の算定に当たっては、一般会計からの繰り入れをしないもとの提示になるはずですよ。一般的に一般会計からの繰り入れは私は望みますよ。ただ、標準保険料率の算定にはそれは入らないはずでしょう。

○**健康福祉部長（藤間博之）** 標準保険料率は、私の認識するところでは各市町村の医療費の実態、かかっている、支出している医療費の状況というものに応じて設定をして負担金を取りますので、そのところに保険料で払うのか、またそれに一般会計からの繰り入れも入れて払うのか、それは市町村によって異なるかと思えます。

○**尾村利成議員** 標準保険料率を提示するのは県でしょう。県が提示するんでしょう。違いますか。

○**健康福祉部長（藤間博之）** 提示するのは県となります。それは先ほど申しました、当面各市町村のそういった医療費なり保険料の状況は違いますので、それぞれの市町村の実態に応じた形で、それに見合った負担金となるように保険料率を設定して請求をするということになります。

○**尾村利成議員** それは当然なんです。医療給付費の水準などを勘案しないと標準保険料率は出ない、だけど標準保険料率を県が市町村に提示するときには、一般会計からの繰り入れはしないもとの計算になるんです。この問題だけやっても仕方ありません。

国は、3,400億円財政支援を行えば構造的な課題は解決できると考えているように私見受けられますけども、部長の認識をどうぞ。

○**健康福祉部長（藤間博之）** 今回の3,400億円の財政支援ということとなっておりますが、この公費拡充の内訳といたしましては、1つには低所得者が多い保険者への保険料軽減支援ということで1,700億円、また失業者や長期入院患者を多く抱える保険者への保険料軽減支援で七、八百億円、また医療費適正化の取り組みに努力した保険者の支援で七、八百億円などというふうに説明をされております。

しかしながら、今の国保財政の赤字の実態、それからまた先ほどから申し上げております制度上の問題点ということをお考えすると、具体的に幾ら必要と合理的な計算はできませんけれども、3,400億円の規模では構造的な課題解決にはつながらないというふうに考えております。

○**尾村利成議員** 同じ認識です。

一般会計繰り入れの話に戻ります。県は国保運営方針を策定しなければなりません。一般会計からの繰り入れ、これは解消をということを明記しないことを私は求めますけども、どうでしょうか。

○**健康福祉部長（藤間博之）** 国保運営方針に関する国のガイドラインにおきましては、市町村において行われております決算補填を目的とした一般会計繰り入れにつきましては、計画的、段階的に解消が図れることが望ましいとされております。これは、健康保険の制度としては、基本的には加入者の保険料と、それから制度で予定をしております公費の財源でもって収支相償うことが基本であるという考え方があります。

ただ、一般会計繰り入れを行うかどうかということは、最終的には市町村、各自治体の判断に委ねられるものであります。この繰り入れのあり方や運営方針としての内容については、今後市町村との間で意見交換を行っていくこととしております。

○**尾村利成議員** 国から3,400億円の支援が来る、これは不十分なんです。厚労省は、今全国では3,900億円の一般会計からの繰り入れをやっている、これは好ましくないと考えているわけです。だから、この一般会計からの繰り入れがなくなるならば、これは保険料は絶対上がるんですよ。そこは同じだと思います。

知事、国保料を抜本的に引き下げるためには、国庫負担を大幅に引き上げないといけないと思います。また、市町村による一般会計繰り入れの継続並びに増額、そして県からの独自財源等にも私は必要と考えますけども、いかがでしょうか。

○**知事（溝口善兵衛）** 先ほどから部長が答弁しておりますけども、国保制度にはいわば構造的な問題があるわけです。このたび都道府県が国民健康保険の財政運営を担うに当たっては、全国知事会として国から1兆円の財政支援の拡充が必要だと主張してきたわけではありますが、その後紆余曲折がありまして、被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果という観点で、3,400億円の公費投入が決まり、全国知事会としても国

保の都道府県化をやむなく受け入れることになったという経緯があります。

しかし、高齢化が進捗し医療費が増嵩していく中で、この3,400億円で制度の構造的な問題が抜本的に解決されるわけではなく、引き続き国民健康保険制度の赤字体質は変わらないと考えられます。こうした点を含めまして、島根県としても全国知事会とともに引き続き国に対して財政支援の拡充を要望していく考えであります。

また、こうした構造的な問題は、県や市町村からの一般財源の投入で解決できる問題ではなく、国全体での制度設計として、保険料のあるべき水準、そして財源を考えていくべきと認識をしております。

結局どういう形で負担をするのか、あるいは医療を受ける仕方をどういうふうにするかという日本全体の問題ですね。国に、県、市町村がやらない、じゃあ国にやれと言っても、結局財源は国民から税という形、あるいはほかの形があるかもしれませんが、調達するほかないんですね。そこをやはりどうするかという問題が根本的に残っているんだらうと。

それから、国保の制度は今各市町村別に負担なんかが違う仕組みになっていますけども、そういうものを全国的に同じにするのかどうか、いろんな課題があるというように私は思います。いずれにしても、市町村が一般財源を投入するとか県がするというような問題ではなくて、国全体として制度設計を考えなきゃいかんと、これは国全体として保険料をどうするかという問題もありますけども、国全体として例えば税負担をどうするかといった問題ともかかわっている大きな問題だと思います。こういう問題を政府としてよく考えていかなきゃいけませんし、国民の皆さんの理解も得るようにしていかなければいけない問題ではないかというふうに思います。

○尾村利成議員 要は、この30年間のスパンで見れば、国保に対する国庫支出金、この割合というのが半減している、ここに私は最大の原因があると思います。国庫負担の抜本的な引き上げを今後とも県とともに要望していきたいと思います。

## 2. 全国学力テストについて

○尾村利成議員 次に、学力テストについてであります。全国学力テストは、一昨年度の実施分から市町村の教育委員会の判断で学校別の結果の公表が可能になりました。島根県内で全国学力テストの学校別結果の公表を実施しているところはどこですか。

○教育長（鴨木朗） 今年度、学校別結果を数値も含めて公表しているのは松江市のみであります。

○尾村利成議員 県内では松江市だけが公表、それでは教育長、全国、日本中でこの学校別結果の公表を実施している教育委員会、幾つありますか。

○教育長（鴨木朗） 平成28年度の調査について文部科学省に問い合わせましたが、今年度分については把握していないということであります。平成26年度、文部科学省の調査によりますと、全国で32の市区町村教育委員会が、教科の平均正答率について学校名を明らかにして公表しているとのことあります。

○尾村利成議員 全国には1,756教育委員会があります。今御答弁のとおり32の教育委員会が結果を公表している、この中に松江市が入っている、32割る1,756掛ける100、1.8%の教育委員会が公表している、ごく少数ですね。学校別結果を公表しない教育委員会の考え、理由は何ですか。

○教育長（鴨木朗） まず、全国学力・学習状況調査の結果の公表のあり方について、文部科学省の実施要領に示されている配慮事項は次のとおりであります。

調査結果については、調査の目的を達成するため、みずからの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の一般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し適切に取り扱うものとする、このように記載されているところでございます。

具体の公表のあり方は、最終的には各市町村教育委員会が主体性と責任を持って判断し行うものであり

ますが、このたび学校別結果を公表していない県内の市町村教育委員会に対しまして、公表しない理由を確認してみました。そうしましたところ、数値を公表すると、調査結果を受けて行う市町村としての分析や改善方針が注目されなくなり、数値だけがクローズアップされ、ひとり歩きすることが懸念されるという意見や、小規模校が多く個人が特定されるおそれがある、このような理由で公表していないということでした。

**○尾村利成議員** 数値のみのひとり歩き、そして私は公表によっては必ず順位競争になってしまう、このように思います。結果公表によってこの松江でも弊害が生まれています。結果公表による弊害が生まれています。教育長はこの弊害をどう認識しておられますか。学校への弊害、教師への弊害、子どもへの弊害、保護者への弊害、どう御認識されていますか。

**○教育長（鴨木朗）** まずは、今回の松江市教育委員会の公表資料であります、調査結果についての分析を行い、さらに今後の改善方針なども示した資料の一部に数値が用いられているものであります。したがって、文部科学省が通達で示した、懸念しているような公表の仕方ではなく、実施要領に沿った公表であったと認識しています。

しかしながら、一部の報道は松江市の公表資料の中の部分的データを用いて、学校別結果の数値を一覧にした形で行われたものであります。報道のあり方についてコメントする立場にはありませんが、結果として学校別結果が一覧表となり、数値がひとり歩きする状態になってしまったことを考えますと、直ちに学校の序列化や過度な競争が生じるとまでは言えないかもしれませんが、全国学力・学習状況調査の本来の趣旨、目的とは違った形で公表結果が解釈されかねないという意味で懸念をしております。

**○尾村利成議員** どうしても評価の基準、物差しが点数になりますから、ここに注目されますから必ず弊害が生まれます。松江市では先生の教え方が悪いんじゃないか、結果が悪いのはうちの子どもの成績が悪いからなど、学校別の結果公表が学校を序列化し、教育現場と子どもたちを過度な競争に駆り立てる結果と今なっています。学テに子どもたちが追い立てられて、テスト対策に多くの時間が割かれて、子どもの学ぶ意欲、喜びが奪われている、こういう現状があります。

こういった中で文部科学省はことし4月、学テに当たって過去の調査問題を練習させるような行き過ぎた取り扱いが調査の趣旨、目的を損なうという、全国学力テストに係る適切な取り組みの推進についてという通知を出しました。この通知はどのような内容ですか。この通知が発出された背景はどこにありますか。

**○教育長（鴨木朗）** ことし4月28日、文部科学省から出されました通知は、関係者間において、いま一度原点に立ち戻ってこの調査の趣旨、目的に沿った実施がなされるよう次のような取り組みを求めるものであります。

1点目でありまして、学校内、学校間、そして教育委員会と学校との間において本調査の趣旨、目的について共通理解を得るための機会を設け、その認識を学校現場に深く浸透させること、2点目は、日常の指導訪問等を通じて、改めて本調査への適切な向き合い方や適切な指導改善の方策等について、学校との間で理解を深め合うこと、そしてこのような通知が出された背景につきましては、この通知の中に明記されております。その部分を引用いたします。

4月前後になると、例えば調査実施前に授業時間を使って集中的に過去の調査問題を練習させ、本来実施すべき学習が十分実施できないなどといった声が一部から寄せられる状況が生じている、これが通知が出された背景であります。

**○尾村利成議員** この通知は点数至上主義への警告だと思えます。しかしながら、教育長、今言われたこの文科省の通知に反した実態があるんですよ。島根県内でもテスト前に過去の調査問題とか類似問題、ドリルなどを実施する学力テスト対策が行われているんです。実態の精査、改善を求めますけれども、どうですか。

**○教育長（鴨木朗）** 全国学力・学習状況調査の成績を上げようという意図を持って直前対策を行うことは、調査結果そのものの信頼性を損ないかねないものでありますので、私はあってはならないと考えます。ただ

いま議員から実態があるとの御指摘がございました。今後、市町村教育委員会を通じて実態を確認したいと思います。その上で、先ほど述べましたような本来の趣旨に従って今後適切に対処してまいります。

**○尾村利成議員** 現場の声を紹介します。何時間も授業を潰してまで学力テスト対策をやっている、本来の授業の楽しさを追求すべきではないですか。テスト結果が都道府県や県内の市町村、さらには学校間の競争になっています。各学校では点を上げるために過去の問題に取り組みさせるなど、点をとるための指導が行われています。現場教員の声であります。

教育長、私はこの問題、絶対直していただきたい。松江市の総合教育会議、昨年6月29日に開催されたこの会議の議事録を私はこの議場で紹介したいと思います。松江市の総合教育会議の中で、ある委員がこう発言されています。過去の問題にチャレンジする機会を考えてほしい、このようにある委員が発言をされました。これに対して松江市の教育長はどう答えたか、よく聞いてください。実は平成25年度からやっています。ことし受ける子どもに去年の問題をやっています、教育長はこう答弁しています。議事録に載っています。市長は何と言っているのか、場なれみたいなどころもありますから、いきなりやるのとは違いが出るかもしれませんと市長は発言しています。松江の子どもがかわいそうです、市長や教育長がこんなことを考えているようじゃ。

そして、教育長はテクニク的なところもあると思いますと言っているんですよ。市教委のことはなかなか言えないと思いますけど、どうですか。やられているじゃないですか。驚くべき実態があるじゃないですか、この松江市で。どうですか。

**○教育長（鴨木朗）** 実態を確認をした上で適切に対処してまいります。

**○尾村利成議員** よろしく願います。島根県教育委員会は、テスト実施後に答案用紙をコピーし採点、集計、分析するなどの自校採点を推奨しています。自校採点は、現場の教員の理解と納得がありません。自校採点は教育現場と県教育委員会との溝を深めるだけです。自校採点は中止すべきです。どうでしょうか。

**○教育長（鴨木朗）** 全国学力・学習状況調査を踏まえた授業改善や、児童生徒の個別指導にいち早く取り組むためには、自校採点を実施する意義があると考え、推奨をしているところであります。ただ、自校採点に伴う教員の負担感に配慮する必要があると考えておまして、県と市町村の教育委員会事務局の学力育成担当者で構成します学力育成実務者会議のテーマに掲げ、学校現場の負担感の軽減について協議を始めたところであります。平成29年度の全国学力・学習状況調査までには負担軽減策を取りまとめ、学校現場に説明し、現場の理解を求めていきたいと考えております。

**○尾村利成議員** 教員の声を御紹介します。テスト結果は8月になればわかる、自校採点のコピーに4時間かかった、こんなことに時間をとられるなら、もっと子どもと向き合いたい、私の学校では担任の負担を考慮して、コピーや採点は校長先生、教務で行った。1学期は修学旅行、児童会活動、家庭訪問、遠足、生徒指導に追われ、6年生の担任に学力テストを振り返る余裕などない。学力テストも自校採点もやめてほしい。時間とお金の無駄、日々の教材研究をする時間を下さい。教育長、この教育現場の悲痛な叫びを酌み取るべきじゃありませんか。現場の声をしっかりと聞いてください。

**○教育長（鴨木朗）** 先ほど御答弁申し上げましたとおり、現場の負担感を軽減するために学力育成実務者会議において協議を始めました。現場の声に耳を傾け、実効性のある負担軽減策を考えていく必要があると、このように認識しております。

**○尾村利成議員** 学力の一部が示されるだけの学力テストに教育現場は疲弊しています。現場教員と教育委員会がこの問題をめぐって今対立となっています。信頼関係が崩れています。私はしっかり現場の精査をお願いしたい、このことを強く求めたいと思います。

教育行政の役割は少人数学級の推進、学校施設の充実、教員の多忙解消など、教育環境の改善にこそ力を注ぐべきであることを強調し、次の質問に移ります。

### 3. 地震・原発問題について

○尾村利成議員 地震、原発問題です。原子力規制委員会は11月の審査会合で、宍道断層東端やその延長部分の精査を中国電力に要求しました。境水道や美保湾東方の海域における徹底した活断層調査の実施、及び震源断層に迫る広域的な地下構造を解明し、厳正なる基準地震動を設定すべきと考えます。お考えをお聞かせください。

○防災部長（岸川慎一） 原発の耐震安全性を確保する上で、適切な基準地震動を設定することは極めて重要であります。そのため、県は原子力規制委員会に対しまして、宍道断層の評価など基準地震動設定の基礎となる地震の想定については、最新の知見も踏まえ厳格に審査いただくよう、さまざまな機会を捉えて要請してきております。

また、研究者により最近公表されました研究成果、具体的には1つには立石新潟大学名誉教授によります島根半島北海岸の隆起に関する調査報告や、宍道断層と鳥取沖西部・東部断層との連続、連動可能性に関する意見、及び西村京都大学准教授による山陰地方のひずみ集中帯に関する研究、これらを規制庁に情報提供してきております。規制委員会には引き続き島根原発2号機の基準地震動の設定に関しまして、断層の調査方法なども含めて厳格に審査していただきたい、また中国電力は規制委員会の指摘に対して適切に対処していただきたいと、このように考えております。

○尾村利成議員 知事に最後伺います。4月の熊本地震、10月の鳥取県中部を震源とする地震、11月の福島県沖を震源とする地震など大地震が相次いでいますね。この間、未知なる活断層が動き、活断層が連動し大地震が起こっています。山陰地方でもひずみ集中帯が確認されています。科学者は日本列島は地震の活動期に入ったと警告しています。地震など外部要因による原発の重大事故は、内部要因による重大事故の数倍から10倍程度の確率で起こるとの研究もあります。世界有数の地震国日本で大地震のない安全な土地などどこにもありません。実効ある避難計画は未策定、使用済み核燃料の処理方法も未確立、原発ゼロの島根をもう決断するときではありませんか。どうですか。

○知事（溝口善兵衛） 政府の方針は、現状ではこういう状況になっております。原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、新規基準に適合すると認めた原発のみその判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めると、そういう方針で政府は対応しています。

他方、原子力規制委員会につきましては、先ほど来防災部長も話をしましたが、規制委員会におかれましてはいろんな情報もあるわけでありまして、あるいは学者の方々の研究などもありますし、そういうものをしっかり踏まえた上で、原発をどうするかということをやはり決める必要があるというふうに思います。

しかしながら、原発の取り扱いにつきましては、政府、規制委員会の意見だけではこれはいけないうちでございまして、県民の方あるいは近くに住んでおられる人々の意見もよく聞いてやらなければいけない、判断しなければいけない問題だろうというふうに思っております。

そういう意味におきまして、いろんな意見があり得るわけでありまして、関係者の意見をよく聞いて対応していくということが必要だろうというふうに思います。県としましては原子力規制委員会の審査が終了した後、再稼働の必要性、安全性、住民の避難対策などにつきまして国からよく説明も受け、県民の方々を始め県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市、安来市あるいは鳥取県の周辺自治体からの意見などもよく聞きまして、総合的に判断していく問題ではないかというふうに考えております。以上であります。

○尾村利成議員 福島の実態はどうでしょうか。事故から6年近く経過しても収束からほど遠く、今もなお8万6,000人の方々が避難生活を強いられています。日本社会は原発なしでもやっていけることは、もう国民の常識です。大地震がいつ起こるかわかりません。私は、原発がある限り県民の命が脅かされる、こういう事態は一日も早く払拭すべきだと思います。原発ゼロの島根の実現を強く求めて、質問を終わります。ありがとうございました。